

建設業の適正取引に関する講習会(主催 公益財団法人 建設業適正取引推進機構)に参加しました(2018年4月23日)。

建設業の請負・下請ルールについて、講師の柳沢庄一氏(公益財団法人 建設業適正取引推進機構事務局長)から、最近の相談内容に関するコメントです。

建設業取引適正化センターに寄せられる相談のうち、半分が、工事代金の不払いに関する相談。

<原因>

大別すると、契約不履行と支払遅延である。

(1)契約不履行

依然として口頭契約の場合が多い。ところで最近、目立つのが、作業品質の低下だ。詳しく調べると、現場作業者が外国人のケースがある。人手不足による外国人作業者の増加の影響かもしれない。現場の状況をよく確認して欲しい。

(2)支払遅延

特定建設業者の支払いルール(建設業法第24条の5、建設業法令遵守ガイドライン9. 支払保留・支払遅延)が遵守されていない。特定建設業者でありながら、指摘されるまで気付いていないことが多い。

<対策>

(1)口頭契約

原則通り、契約の書面化を励行すること。追加、変更の際、契約書面化まで手が回らない傾向がある。そのような場合でも、(あくまで次善策としてだが)最低限、現場の担当者どうしで、作業内容の取り決めを電子メールなどの形で残すことが望ましい。

(2)支払遅延

特定建設業者に該当する場合は、支払いタイミングを月2回にするなど、見直しをお願いしたい。

工事代金不払い

	原因	対策
契約不履行 最近、増えている	口頭契約	書面契約の励行
	工事品質低下	外国人作業者の増加か？ 現場の状況見直しが必要
支払遅延	特定建設業者の支払いルール違反	支払いタイミングを増やす (月1回から月2回へ 等)

森田晃仁行政書士事務所

〒167-0031 東京都杉並区本天沼 2-5-2

電話 03-6913-6292

電子メール office@ma-cosmos.com

ホームページ <http://ma-cosmos.com/>